

5. 入居資格審査及び契約に必要な書類

抽選会で当選した場合、下記の書類を揃えてご提出してください。書類提出後、申込書に偽りの記載があった場合は、当選・入居の取り消しとなる場合がありますのでご注意ください。

入居資格審査に必要な書類（当選時にご提出いただきます。）

全員提出する書類

必要書類	注意事項
世帯全員の住民票の写し	世帯全員が記載されていて、 本籍・続柄等の省略のないもの。 外国人の方は、永住者、特別永住者、中长期在留者に限りますので、その旨の在留等の記載のあるもの。
健康保険証の写し	入居する世帯全員の保険証の写し（コピー） 保護世帯の方は保険証の写しに替えて被保護者証の写し（コピー）
所得証明書	18才以上の方は学生を除き全員必要です。 （無職の方も必要です。） 生活保護を受けている方も必要です。
（1月から6月までの間）に当選された方 給与所得者・年金受給者の場合は、 「源泉徴収票」の写し 自営業等の場合は、「 確定申告書の控え 」	平成30年1月2日以降に就職・転職・事業開始された方、または年金を受給し始めた方は、下記の「該当する方のみ提出するもの」を参照の上、書類を提出してください。

該当する方のみ提出する書類

必要書類	注意事項
収入に関する書類 平成30年1月2日以降に就職・転職された方 給与証明書及び明細書 「給与証明書」の用紙は新潟県住宅供給公社にあります。	<ul style="list-style-type: none"> ・勤務先で証明 ・証明額は賞与等も含まれますが、非課税額は除きます。 ・給与明細や賃金台帳など証明額を確認できるものも必要です。 <ul style="list-style-type: none"> ・就職して1年以上の場合 →直近の1年間分の給与を記入 ・就職して1年以内の場合 →就職月から直近までの給与を記入 ・就職して1ヶ月未満もしくは1ヶ月以上経過したが丸1ヶ月分の給与の支払いを受けていない場合 →丸1ヶ月分の給与の支払いを受けてから証明（資格審査が遅れます）

収入に関する書類	平成 30 年1月2日以降に事業開始された方 収支明細書 「収支明細書」の用紙は新潟県住宅供給公社にあります。	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を始めて1年以上の場合 →直近の1年間分の収支を記入 ・事業を始めて1年以内の場合 →事業開始月から直近までの収支を記入 ・事業を始めて1ヶ月未満もしくは1ヶ月以上経過したが丸1ヶ月分の収支が出ていない場合 →丸1ヶ月分の収支が出てから記入 (資格審査が遅れます。)
	平成 30 年1月2日以降に退職し無職となった方 雇用保険の離職票の写し 雇用保険の受給者証の写し 退職証明書 のいずれかと無職申出書 「退職証明書」「無職申出書」の用紙は新潟県住宅供給公社にあります。	退職証明書は前勤務先にて発行
	平成 30 年1月2日以降に廃業等で無職となった方 廃業届の写しと無職申出書 無職申出書の用紙は新潟県住宅供給公社にあります。	廃業届は受付印の押印されているもの。
	平成 30 年1月2日以降に年金を受給された方 年金額の分かるものの写し 支給通知ハガキや改定通知書など	
未婚の世帯 (寡婦世帯、寡夫世帯及び単身世帯) 戸籍謄本	本籍のある市町村で発行 現在戸籍を取っても状況が確認できない場合は、更に改製原戸籍などの提出をお願いします。	
単身の世帯 単身入居の入居資格認定のための申立書 用紙は新潟県住宅供給公社にあります。		
婚約中の方 婚約証明書 両人の戸籍謄本 婚約証明書の用紙は新潟県住宅供給公社にあります。	入籍の3ヶ月前から受け付けます。 入籍後の戸籍謄本 も必要です。 戸籍謄本を提出できない場合は入居を取り消すことがあります。	
申込者や同居する方、同居外の扶養親族に障害をお持ちの方がいる場合 身体障害者手帳の写し 療育手帳の写し 精神障害者保健福祉手帳の写し 戦傷病者手帳等の写し	手帳に有効期限のあるものは、有効期限内のものに限ります。	
原子爆弾被爆者の方 原子爆弾被爆者の医療特別手当証書等の写し		
海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない方 永住帰国者証明書のコピー		

ハンセン病療養所入所者 国立ハンセン病療養所等の長の発行する証明書	
持ち家を売却の方 不動産売買契約書等の写し	所有権移転後の登記簿謄本の提出が必要です。提出ができない場合は入居を取り消すことがあります。
大学生、専門学校生など満 18 才以上の方で在学中の方(同居外扶養を含む) 学生証の写し	有効期限内のものに限ります。4年制の高等学校などに在学中で平成 30 年 4 月 1 日現在満 18 才以上の方も必要です。
外国人の方 在留カード の写しあるいは 特別永住者証明書 の写し	住所変更等裏面への記載があるものについては裏面も写しが必要です。
災害等により住宅に困窮している方 り災証明書 の写し等	証明書は、市町村で交付を受けることができます。

※その他世帯の状況に応じて別途必要な書類の提出をお願いする場合がありますのでご承知おきください。

契約に必要な書類

県営住宅の契約時（＝鍵の受渡日）には、下記の書類が必要となります。

書類名	作成方法及び注意事項
請書 入居説明会時にお渡しします。	請書は入居者と県との間の賃貸借契約書です。 連帯保証人が1名(場合によっては2名)必要です。 入居名義人は現住所、氏名を記入し、印鑑登録してある実印を押してください。 連帯保証人は現住所、氏名、連絡先、入居名義人との関係を記入し、印鑑登録してある実印を押してください。
入居名義人 印鑑登録証明書	1通提出してください。
連帯保証人 印鑑登録証明書	1通提出してください。
収入証明書	市役所発行の所得証明書
住民票（抄本）	連帯保証人が記載されていて、本籍・続柄等の省略のないもの。
誓約書 入居説明会時にお渡しします。	動物飼育をしないなど、県営住宅の入居にあたって16 ページ記載の内容について誓約いただきます。
敷金の領収書	入居説明会後に敷金の納付書を送付しますので、その敷金を納めた領収書を持参してください。